

全 員 協 議 会 記 録

平 成 3 1 年 3 月 1 9 日

【開催日】 平成31年3月19日

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午後0時15分～午後0時25分

【出席議員】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
議員	伊場 勇	議員	大井 淳一郎
議員	岡山 明	議員	奥 良秀
議員	河崎 平男	議員	河野 朋子
議員	笹木 慶之	議員	水津 治
議員	杉本 保喜	議員	高松 秀樹
議員	恒松 恵子	議員	中岡 英二
議員	中村 博行	議員	長谷川 知司
議員	藤岡 修美	議員	松尾 数則
議員	宮本 政志	議員	森山 喜久
議員	山田 伸幸	議員	吉永 美子

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	事務局次長	石田 隆
事務局主査兼庶務調査係長	島津 克則	議事係長	中村 潤之介
庶務調査係書記	小松 美緒		

【付議事項】

- 1 議運決定事項について
- 2 議場への国旗掲揚の要望について
- 3 その他

午後0時15分 開会

小野泰議長 それではただいまから全員協議会を開会いたします。付議事項1、議運決定事項について大井委員長お願いします。

大井淳一郎議会運営委員長 ただいまより第37回及び第38回議運決定事項について御報告いたします。(議運決定事項について別添資料のとおり説明あり)

小野泰議長 議運決定事項についての説明がございましたが、これについて何か御質問はございますか。

山田伸幸議員 第37回の決定事項についてですが、そこに委員会軽視にならないよう配慮して行うとあるんですが、一般質問は市の事務について行うこととされておるわけでこの委員会軽視というのはどのように考えたらいいんでしょうか。

大井淳一朗議会運営委員長 この点について詳細な議論をしているわけではございませんが、委員会で議案の中身について詳細部分を審議するわけですからその辺について配慮する。つまり例えば自分が所属している委員会についてはもちろんですが、仮に所属していなくてもあくまでも一般質問というのは大綱的な質問にすべきであるということもありますので、その点も踏まえて委員会軽視にならないように詳細な質問はされないようにという意味でのことでございます。

小野泰議長 ほかに御質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、1の事項については終わります。2、議場への国旗掲揚の要望についてということです。議場に国旗を掲揚することについては議会運営委員会で議長に一任することが全会一致で決定され、私の決断次第ということになっていますが、先日3月14日に市民の方から議場に国旗掲揚をしないことを求める請願書が議長宛てに提出されました。したがって請願書の取扱いの規定どおり6月定例会でしっかりと審議され議決によって方向性が示されるものと考えます。議長としてはその議決結果を尊重し国旗掲揚の是非について決断したいと考えますので、議員各位には過去なかなか決着のつかなかったこの問題について6月定例会において自由討議を行うなど活発な議論をしていただきたいと思います。前回のように審査未了のまま任期満了で廃案することはしてはならないと考えますので、議員各位におかれましても真剣にこの問題に取り組まれるようお願いいたします。以上のことをお願いしてこの案件について終わりますが、何か御質問はございますか。

高松秀樹議員 今請願が出たからという話だったんですが、まずその請願をいつ事務局が受理されたのか教えてください。

中村議会事務局長 3月14日付けでございます。

高松秀樹議員 ということは本会期中に請願が出されたということですね。通常これは議運の何日前に出して次の定例会ということなんで6月定例

会での審議になりますよね。我々、議会運営委員会は国旗掲揚については議長に一任だということで議長に預けた形になっております。しかしながら今議長から請願が出たから6月定例会でよく審議してくださいと話になりましたが、こういうのが慣例として残ると後付けで請願が出ることによって全ての要望がどんどん後になってしまうと思います。議長を責めるわけではありませんけど、私は議長に一任なので議長はそこまで理由を言う必要なく6月定例会でやるということでいいと思いますが、今言われた請願が出てからという解釈がいまいち分からないんですが、事務局でその辺の説明ができればとお願いしたいと思います。

中村議会事務局長 請願、要望はいずれもうちの議会基本条例では市民による政策提案と位置付けておるわけですが、請願については地方自治法で認められた市民の権利であるということでございます。要望はございません。その請願の取扱いは会議規則において議案として議長が常任委員会なり議会運営委員会に付託するという規定も設けておるわけですが、それで今回請願が出たことにより請願の取扱いは会議規則にのっとり処理する必要があると考えております。

高松秀樹議員 議会基本条例に明記されているのは陳情と請願が市民から出た場合は同じ取扱いをしろとうたっていると思います。今局長が言われた議案としてこれはまだ挙がっていないものです。受付を単に済ませただけです。次の議運で付託先を決めて上程をされるということなので、これはまだ審査対象になっていないにもかかわらずそれが出たから議場の国旗掲揚については先延ばしをするというのは非常に違和感があると思っています。しかしながら議長に一任をしたと思っていますので議長がそこをどういうふうに考えていらっしゃるかが一番大事だったんですけど、請願が出されたから先延ばしにしますよという話になると今後請願が後付けで出されると全て審議が遅れていくと思っていますので、その辺今後考慮されながら議会運営をしていただきたいと思っています。

小野泰議長 分かりました。ほかにもございますか。ないようでしたら3のその他にいきます。「なし」と呼ぶ者あり)ないようでしたら以上をもちまして全員協議会を終わります。お疲れ様でした。

午後0時25分 散会
